

文部科学省物品・役務等契約監視委員会（第69回）議事概要

開催日及び場所	令和7年7月7日（月） 文部科学省会計課会議室及びリモートオンライン会議																										
出席委員 (敬称略)	<p>○委員長 堀川 義一（一般財団法人経済調査会監事）</p> <p>○委員 大谷 益世（公認会計士）欠席 楠 茂樹（筑波大学教授） 清水 光（弁護士） 松浦 亨（北海道大学病院客員診療教授）</p>																										
審議対象期間	第3・4四半期（令和6年10月1日～令和7年3月31日）																										
個別審査案件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">一般競争入札方式</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">最低価格方式</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">最高価格方式</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総合評価方式</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指名競争入札方式</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">最低価格方式</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総合評価方式</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">随意契約方式</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">企画競争</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">公募</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">競争性のない随意契約</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">不落随意契約</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">事前審査案件</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">0件</td> </tr> </table> <p>○議事 (1) 令和6年度第3・4四半期の物品・役務等契約に係る審査 (2) 個別審査案件 (3) その他</p>	一般競争入札方式	6件	最低価格方式	5件	最高価格方式	2件	総合評価方式	0件	指名競争入札方式	3件	最低価格方式	0件	総合評価方式	0件	随意契約方式	1件	企画競争	1件	公募	0件	競争性のない随意契約	0件	不落随意契約	0件	事前審査案件	0件
一般競争入札方式	6件																										
最低価格方式	5件																										
最高価格方式	2件																										
総合評価方式	0件																										
指名競争入札方式	3件																										
最低価格方式	0件																										
総合評価方式	0件																										
随意契約方式	1件																										
企画競争	1件																										
公募	0件																										
競争性のない随意契約	0件																										
不落随意契約	0件																										
事前審査案件	0件																										
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり																										
委員会による意見の内容	審議の過程で検討や見直しをしていただきたいと申し上げた点につきましては適切に対応していただくこととし、全体としては問題なく処理されている。																										

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>個別審査案件について（以下、審査順）</p> <p>① 「文部科学省所管統計調査に係る集計等システム更改業務」 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 （大臣官房会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調達は、中核的な機能を全部置き換えるためにシステム全体を見直すのか、既存システムの一部を改修するのか。一部改修なら随契というやり方もあると考えるが、後者だから競争可能という判断になったということか。 ・入札公告が 12 月 26 日、入札説明会が 1 月 9 日で、実際の営業日は少なかったが、この時期になつた理由はあるか。 ・入札に参加しなかった事業者の理由として、「規模感が大きすぎた」「得意分野ではなかった」の 2 点が挙げられたが、これらについてどう考えているか。 ・大規模なシステム調達は、事業者からすると準備期間をかなり要する。どのような対応が可能か。 <p>② 「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業を分析するためのエビデンスに関する調査」 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 （科学技術・学術政策局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調達の契約相手方について、過去の類似案件や本調達と同時期の別案件でも一者応札が多い。理 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状はオンプレミスで運用しているところ、ガバメントクラウドに移行して新たにプログラムなども書き換えて最適化するもの。前事業者以外もデータ移行できるので、競争が成り立つ。 ・本調達は補正予算での措置となり、いつ成立するか読めなかつたところ、12 月 17 日に補正予算が成立し、12 月 26 日に入札公告を行つた。大規模な調達のため技術提案の期間を長く確保する必要があつたこと、政府調達ということで公告期間が 50 日以上必要なため年末年始にかかるても影響が少ないとからこの日程となつた。一般的に年末年始を含む場合は、業務のスケジュールや契約時期等を確認した上で日程の設定をしている。今後も公告期間を長めに確保する、幅広く複数の事業者に周知するなど、競争性の確保に努めていく。 ・事業規模に関しては、11 月 1 日に意見招請の公示を行つた際、過去に他省庁で類似案件を取り扱つたことがある複数の事業者に対して、説明をするなどの対応をした。しかしながら、結果としては一者応札となつた。御指摘を踏まえて、今後より一層周知徹底を図つていく。 ・予算措置以前にできる準備を進めていく。例えば、仕様策定委員会や意見招請は、予算の裏付けが無くともできるので早めに行うなど検討してまいりたい。 ・当該事業者が独占しているということではなく、結果的に一者応札になつた。当該事業者だ

<p>由はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に受注した事業者にはノウハウがあり、提案書を上手に作成する傾向がある。受注実績が無くても、同じような知見を有する事業者から良い提案を引き出す工夫が必要だと考えるがどうか。 <p>③ 「令和6年度「体育・スポーツ施設に関する調査研究」」 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 (スポーツ庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本調達の契約相手方と他2者の金額に乖離があるが、質と価格のバランスは問題なかったのか。 総合評価落札方式における予定価格の作成方法はどうなっているか。 引き続き予定価格のより良い作成方法を検討いただきたい。 <p>④ 「AIの活用による英語教育強化事業」 【随意契約（企画競争方式）】 (初等中等教育局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本調達の契約相手方の提案書の質が非常に高く、相当な準備期間と優秀な人材を投入しているよう 	<p>けがこの分野の知見を有しているシンクタンクということはない。説明会には他の複数の事業者も来ているので、他にも履行能力のある事業者はあると考えている。</p> <p>本調達については、年末の契約になったこと、人日を一気にかけなければならない内容だったことも原因だと考えており、今後はより多くの事業者に応札いただけるよう、契約期間を長く確保するとともに、短期間で多くの作業を要求することのないよう工夫していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の仕様書については、すべてオープンになっており、それを見れば提案内容が作れるようにはしている。ご指摘いただいた点を踏まえ、より多くの知見を有する事業者に入っていただきやすい環境を準備するよう努めていく。 <p>・技術審査委員から、事業の実施体制について問題ない旨の評価を得ており、事業遂行に必要な一定の体制は担保された提案だったと認識している。</p> <p>また、スポーツ庁としても確実に事業を履行できるのか確認は行っており、問題ないと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査で最も技術点の高かった者の企画提案書と見積書などを基に価格を精査して作成することになっている。 人件費は、提案内容を履行するにあたり必要なものと判断し、最も技術点の高かった者の価格を採用する。一方、市場価格の調査ができる項目については、市場価格を調べて安価な方を採用する。 承知した。 <ul style="list-style-type: none"> 予算要求時には本調達の契約の相手方からは見積書を徴取しておらず、要求後の11月に問い合わせる。
--	--

<p>に思える。予算要求時に見積書を徴取したのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常、予算の根拠として要求時に見積書を徴取すると思うが、本調達の予算額はどういう形で決めることができたのか。 要求時に見積書を提出した2者は入札しなかったということか。 本調達の契約方式について、総合評価落札方式とすることはできなかつたか。 	<p>合わせをいただき、相手方の要望に応じて事業概要の説明をした。 相手方は予算要求時に公表している事業概要を見て、関心を寄せ連絡してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算要求時に2者から見積書を徴取し、それを参考に予算額が決められた。 2者についても、公募を開始する直前まで検討していただいたが、人員の確保などの事情で参加が難しくなり、結果として入札に至らなかつた。 担当としても、できるだけ総合評価落札方式とするよう仕様書の検討を行つたが、事業の設計上、特にプラットフォーム事業という形で民間事業者に事務局を担つてもらう部分について、作りきれなかつた。 今回、本事業を実施することを通じてノウハウをいただけたので、次回以降は総合評価落札方式で実施できるよう取り組んで参りたい。
<p>⑤ 「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構におけるサイバーセキュリティ対策の評価事業」 【一般競争入札（最低価格落札方式）】 (研究開発局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本調達の契約相手方は、同様のセキュリティ対策評価を履行した実績があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、宇宙航空研究開発機構のセキュリティレベルの対策を評価するものなので、同機構に引けを取らない規模のシステムを運用しているところと比べて同機構がどのような状態にあるかというのを評価してもらうことがひとつの目的である。 そのため公的機関が実施するシステム監査業務の実績等を有していることを要件とした。本調達の契約相手方も、システム監査業務等に多数取り組んできた事業者である。
<p>⑥ 「高等学校学習指導要領実施状況調査における確認・採点・データ入領空業務等 一式」 【一般競争入札（最低価格落札方式）】 (国立教育政策研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格が本調達の契約相手方の見積書と同額だが、予定価格の作成方法について何か改善すべきところはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 参考見積書の単価・数量などの内容については、仕様書の作成部署に確認している。単価については、積算資料や実績単価、インターネット上における市場価格とも比較している。

<ul style="list-style-type: none"> 類似案件について時期も件名も似ているが、本調達との関係性はどうなっているのか。 想定文字数を基に契約しているが、想定から大きくズレた場合はどうするのか。 文字数のカウント方法は、データ化やAIの利用などいろいろな方法があると思うが、単価構成が実態の作業に合っているのか。 「過去5年以内に国又は地方公共団体等の公的機関における大規模学力調査～（中略）～実績」と求めているが、公的機関に限定する理由は何か。 こういった全国的な大規模な調査は、民間企業でも実施している。事業遂行に支障がないか確認した上で、支障がなければ要件の見直しを検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 類似案件は、実施した調査のうち100名程度の解答の予備採点を行い、本調達の業務内容である本採点をするための採点基準を決定する調達である。 元々は、ひとつの契約として入札公告を行ったが、応札者がおらず不調に終わった。仕様書の作成部署と相談し2案件に分けた。調達規模を縮小させ、日程的に急ぐ必要のあった類似業務について先に調達手続きを進めた。 契約書に「定めのない事項について、必要がある場合は、発注者・請負者間において協議して定める」とあるので、相手方と交渉して変更契約を締結する。 契約パターンとして1文字当たりの単価契約と総価契約を組み合わせたものにする方法もある。 また、学校数が決まつていれば学生数がわかるので学生数を基に契約する方法もあるし、一行いくらという形もあると考えている。 仕様書の作成部署と相談し実態に合った方法を検討していく。 本調査は10年に一度実施しており、国の政策として学習指導要領改訂の基礎となるデータを得るものであるため確実な業務遂行が求められる。加えて、調査対象及び内容について秘匿性の高い調査であることから、高い信頼性が必要と判断し公的機関に限定した。 承知した。
--	---